

令和4年第2回定例会

駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和4年8月18日

駿東伊豆消防組合議会

令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[8月18日(木)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第5号から議第7号までの 4件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	20
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	24
8 閉会の宣告	24

令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月18日	木	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第5号、認第2号、議第6号、議第7号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 認第 2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議第 6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 4 議第 7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和4年8月18日（木）午後2時 開会

於 議 場

○出席議員（17名）

1番	青木敬博	2番	森下茂
3番	岩城仁	4番	秋山治美
5番	須佐衛	6番	浅田藤二
7番	浅田美重子	8番	井原三千雄
9番	篠原峰子	10番	杉本一彦
11番	天野佐代里	12番	杉村清
13番	佐野俊光	15番	永岡康司
16番	深田昇	17番	長田吉信
18番	植松恭一		

○欠席議員

14番 内山慎一

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	小野達也
消防長	佐藤潤	消防部長	安立和弘
警防部長	矢ノ下健一郎	企画課長	玉川稔
総務課長	鈴木秀康	予防課長	大塚仁司

救急課長	石川芳之	通信指令課長	木梨浩三郎
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	塩澤祐光	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	今井將一朗
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	永森千弘	田方北 消防署長	稲葉嘉明
會計室長	石井安		

○議会事務担当職員

書記長	大嶽泰久	書記	草場大介
書記	中井和磨		

○議事日程

令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和4年8月18日（木曜日） 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第5 認第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 議第6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第7 議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 第8 消防行政に対する一般質問
- 第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

5番 須佐衛議員、12番 杉村清議員を指名します。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合に係る令和4年4月から6月までの定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和4年上半期の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

次に、内山慎一議員から、公務のため、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

次に、仁科喜世志副管理者から、病氣療養のため、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

次に、荻島正己警防課長から、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（植松恭一）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 長田吉信議員。

○17番議員（長田吉信）

令和4年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松恭一議長に御出席をいただき、開催をいたしました。その概要について御報告を申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が4件でございます。内容といたしましては、報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、認第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は1人となっております。

最後の日程といたしましては、議会運営委員会の閉会中の継続調査について、御審議いただきます。

以上のことから、会期につきましては本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第5号から議第7号までの4件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第4 報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から日程第7 議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）まで、以上4件を一括議題といたします。

この4件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第5号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告をするものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第7号の案件につきましては、令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○警防部長（矢ノ下健一郎）

それでは私からは、報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についての提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和4年5月28日、沼津市志下において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の車両に接触し、当該車両を損傷させた事故で、損害賠償額3万74円をもって示談が成立したため、令和4年7月14日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第5号 専決処分の報告についての提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（安立和弘）

それでは、私から認第2号から議第7号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

認第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、議案を読み上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月18日提出。駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 頼重 秀一。

それでは、決算書の説明に入ります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和3年度 歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の57億8,842万8,000円。

2 款使用料及び手数料、637万2,110円、1 項使用料、112万3,840円、2 項手数料、524万8,270円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の3,863万3,135円。

5 款財産収入、581万9,117円、1 項財産運用収入、392万8,217円、2 項財産売却収入、189万900円。

6 款寄附金、1 項寄附金、ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、ゼロ。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の1 億6,470万7,933円。

9 款諸収入、2,902万1,218円、1 項預金利子、11万 4,009円、2 項雑入 2,890万7,209円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額の1 億 3,090万円。

歳入合計は、61億6,388万1,513円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、款項同額の85万 4,926円。

2 款総務費、1 億8,503万8,663円、1 項総務管理費、1 億8,482万1,809円、2 項監査委員費、21万 6,854円。

3 款消防費、1 項消防費、款項同額の56億8,939万5,311円。

4 款公債費、1 項公債費、款項同額の2 億2,293万2,862円。

5 款予備費、1 項予備費、ゼロ。

歳出合計は、60億9,822万1,762円、歳入歳出差引残額は、6,565万9,751円となりました。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

令和3年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1 款 1 項 1 目市町負担金、収入済額、款項目同額の57億8,842万8,000円、1 節共

通経費負担金、12億9,826万7,000円、2節個別経費負担金、43億2,938万5,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりであります。

3節その他経費負担金、1億6,077万6,000円。

これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2款使用料及び手数料、収入済額637万2,110円、2款1項1目総務使用料、1節施設目的外使用料、目節同額の112万3,840円、2款2項1目消防手数料、1節消防手数料、目節同額の524万8,270円。

これは、手数料条例に基づくものが主であり、危険物施設の許可及び完成検査等が316件、煙火の消費許可が50件あり、これらの手数料となります。

3款1項国庫補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、ゼロ。

7ページ、8ページにかけましての、4款1項県補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、目節同額の3,863万3,135円。

5款財産収入、収入済額581万9,117円、5款1項1目財産貸付収入、1節建物貸付収入、目節同額の385万4,739円。

これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

5款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、目節同額の7万3,478円。

これは、基金を定期預金として運用したことによる利子であります。

5款2項2目物品売払収入、1節物品売払収入、目節同額の189万900円。

これは、水槽付消防自動車、救助工作車計2台の車両の売払いによるものであります。

6款1項1目消防費寄附金、1節一般寄附金、ゼロ。

9ページ、10ページにかけましての、7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、ゼロ。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、目節同額の1億6,470万7,933円。

9款諸収入、収入済額2,902万1,218円、9款1項1目預金利子、1節預金利子、目節同額の11万4,009円、9款2項1目雑入、1節雑入、目節同額の2,890万7,209円。

10款1項1目組合債、1節組合債、目節同額の1億3,090万円。

これは、消防ポンプ自動車2台及び救急自動車2台の購入に係る起債が主なものであります。

歳入の合計につきましては、61億6,388万1,513円となりました。

次に、決算書の11ページ、12ページ及び別冊令和3年度主要な施策の成果と予算

執行状況報告書、以降、付属資料と申し上げますが、13ページからを、併せてお開きください。

歳出について、御説明いたします。

1 款 1 項 1 目 議会費。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、令和3年度の開催状況は、定例会2回、臨時会1回を開催しまして、決算額は、前年度比2万4,860円増の85万4,926円となりました。

付属資料は、15ページからをお開きください。

2 款 1 項 1 目 組合管理費、1億8,482万1,809円。

組合管理事業は、令和2年度の組織機構改編により分課した、総務課及び企画課が所管する経費が混在するため、企画課が所管する経費分を新たに組合運営事業として事業区分しております。

まずは、組合管理事業ですが、本事業は総務課所管分として、本組合全般の円滑な運営を図るための事業で、人事給与システムの運営や組合例規集の更新のほか、管理者等への報酬及び顧問弁護士に対する顧問料など、総務関係業務全般に係る経費を支出し、決算額は、前年度比20万1,611円減の382万246円となりました。

減額の主な要因は、消耗品費及び印刷製本費が減少したことによるものであります。

次に、組合運営事業は、企画課所管分として、本組合の財務関係及び企画・広報関係に係る業務を、適切に運営するための事業で、財務会計システムや本組合ホームページの運営に必要な経費を支出し、決算額は、前年度比49万3,709円増の269万2,354円となりました。

増額の主な要因は、ホームページ更新のための新システム導入に伴う業務委託費の増額によるものであります。

付属資料は16ページの業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を維持するとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は前年度比595万6,606円減の1,880万9,373円となりました。

減額の主な要因は、内部情報ネットワークシステム運用支援業務の見直しや、サーバOSのバージョンアップの延伸等による業務委託費の減額、及びプリンターの入れ替えに伴うトナー代の減額によるものであります。

付属資料は、17ページから21ページまでの、消防基金積立事業及び負担金返還事

業は、令和2年度会計繰越金の処分等を行うため、消防基金への積立又は負担金の返還を行う事業で、各事業の決算額は、決算書の備考欄に記載のとおりとなっております。

付属資料は、22ページ、23ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費、監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2人の方が監査委員に選任されております。

定期監査を11月、定例検査を毎月1回、決算審査を7月に行い、決算額は、前年度比1万4,779円減の21万6,854円となりました。

決算書は13ページ、14ページ、付属資料は、24ページからをお開きください。

3款1項1目職員管理費、50億6,544万4,764円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、本組合職員に係る人件費を適正に管理及び執行するための事業で、各事業の決算額は、決算書の備考欄に記載のとおりであります。

給与支給事業全体の決算額としましては、前年度比5,279万9,892円増の49億7,673万3,050円となりました。

増額の主な要因は、退職者等による支給の減額が見られるものの、組合採用職員23人を採用したことによる支給の増額があったものであります。

付属資料は、28ページからをお開きください。

職員管理事業は、本組合の人事管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のためのワクチン接種等を実施しており、決算額は、前年度比386万538円増の2,159万3,608円となりました。

増額の主な要因は、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響に伴い、11月の1回のみの実施となった健康診断が、例年どおり5月及び11月の2回の実施となったことにより、増額となったものであります。

次に、付属資料30ページの職員研修事業は、職員の資質の向上のため、消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を行うとともに、職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、前年度比231万5,437円減の2,075万2,880円となりました。

減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった研修や、オンライン開催等となった研修が複数あり、減額となったものであります。

次に、付属資料32ページの被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づ

き、被服を支給及び貸与する事業で、決算額は、前年度比450万8,457円減の4,636万5,226円となりました。

減額の主な要因は、防火衣用ベルトの整備数が100人分減少したこと、また、新規採用職員の人数が11人減少したことによるものであります。

付属資料は、34ページからをお開きください。

3款1項2目消防運営費、1億7,128万2,318円。

消防本部・消防署所運営管理事業は、消防本部及び消防署所における円滑な運営を行うための事業で、事務費のほか、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経常的な経費が主なもので、決算額は、前年度比368万3,944円増の1億1,191万1,300円となりました。

増額の主な要因は、燃料費及び電気料の単価が上昇したことなどによる経常経費の増加により、増額となったものであります。

付属資料は、35ページをお開きください。

消防長会他関係事業は、消防制度及び消防財政の研究、消防情報の交換など、消防行政に係る幅広い分野の研修や訓練に参加し、消防職員の資質向上を図るための事業で、各種研修や訓練に参加する経費が主なもので、決算額は、前年度比77万4,645円増の246万5,295円となりました。

増額の主な要因は、前年度中止となった消防救助技術大会が、令和3年度は直前まで開催予定であったことから、救助大会の訓練用消耗品を購入し、増額となったものであります。

次に、消防指令センター運営管理事業は、消防指令センターを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費や指令システムに係る通信運搬費が主な経費で、決算額は、前年度比127万804円増の4,243万7,527円となりました。

増額の主な要因は、指令センター及び基地局の光熱水費等が、増額となったものであります。

付属資料は、36ページをお開きください。

救急ワークステーション運営管理事業は、救急隊員の高度教育機関である救急ワークステーションを円滑に運営するための事業で、事務費や庁舎の光熱水費などが主な経費で、決算額は、前年度比5万246円増の126万5,901円となりました。

増額の主な要因は、複写機を入れ替えたことに伴い、月額使用料が、増額となったものであります。

次に、予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するための事業で、住宅防火対策

の推進を促す各種リーフレット作成や火災原因調査用品の経費が主なもので、決算額は、前年度比22万 4,478円減の228万7,748円となりました。

減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、火災予防イベント等を中止したことによるものであります。

付属資料は、37ページ中段からの消防本部警防管理事業は、多種・多様化する災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業で、各種研修会に伴う負担金に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の警備に係る職員手当及び熱海市土石流災害現場への職員派遣に伴う旅費が主なもので、決算額は、前年度比58万 5,790円増の304万9,448円となりました。

増額の主な要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う時間外勤務手当及び熱海市土石流災害現場への職員派遣に係る経費を支出したことによるものであります。

付属資料は、38ページからの消防本部救急管理事業は、救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や応急手当の普及啓発に伴う経費が主なもので、決算額は、前年度比38万 6,632円減の777万7,833円となりました。

減額の主な要因は、救命講習に係る消耗品費が令和2年度に購入した物品で賄えたことによるものになります。

付属資料は、39ページの緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動において、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするための事業で、実際の出勤に要する経費及び訓練に要する経費が主なもので、決算額は、前年度比4万 2,944円増の8万 7,266円となりました。

増額の主な要因は、令和2年度に予定されていた調整会議等は、コロナ禍のため全て中止となりましたが、令和3年度はおおむね予定どおりに実施されたことによるものであります。

なお、令和3年度は、緊急消防援助隊の出動要請はありませんでした。

決算書は15ページ、16ページ、付属資料は40ページからをお開きください。

3款1項3目消防施設費、4億5,266万8,229円。

消防庁舎維持管理事業は、各署所等の庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化及び災害対応等の機能を維持するための事業で、庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費等が主な経費で、各事業の決算額は、決算書の備考欄に記載のとおりとなっており、これら8事業における決算額の合計は、前年度比559万325円減の6,417万1,794円となりました。

減額の主な要因は、前年度に田方消防庁舎維持管理事業において、大規模な空調設備修繕及びエレベーターのオーバーホールを実施しましたが、令和3年度では、新たな大規模な修繕がなかったことによるものであります。

付属資料は、44ページの消防本部・消防署所警防施設管理事業は、各消防署所に配備されている消防車両や資機材を適正に維持管理するための事業で、消防車両や資機材の修繕、検査等が主な経費で、決算額は、前年度比333万8,431円減の4,259万6,773円となりました。

減額の主な要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の警備に伴う資機材配備が令和2年度で完了したことによるものであります。

次に、消防本部救急施設管理事業は、救急資器材を適正に維持管理するための事業で、決算額は、前年度比1,035万5,327円減の3,739万6,996円となりました。

減額の主な要因は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として補正予算を計上した消耗品分や、救急隊用訓練人形の長期継続契約が終了したことによるものであります。

付属資料は、45ページからの消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが、常時適正に稼働するように維持管理するための事業で、決算額は、前年度比3,336万5,839円減の9,098万3,548円となりました。

減額の主な要因は、令和2年度に気象観測装置の増設及び再検定、並びに令和4年度に実施する指令システム部分更新分析評価等を実施しましたが、令和3年度では、新たな事業がなかったことによるものであります。

付属資料は、46ページからの車両整備事業（消防車両関係）は、各種消防車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、令和3年度は、消防ポンプ自動車2台及び資機材搬送車1台を新規整備したもので、決算額は、前年度比7,169万43円減の1億2,208万2,297円となりましたが、車両整備計画に基づいた事業執行となっております。

次に、車両整備事業（救急車両関係）は、救急車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、令和3年度は、老朽化した高規格救急自動車2台を更新したもので、決算額は、前年度比2,282万749円減の4,244万3,320円となりました。

減額の主な要因は、更新車両台数が1台減となったことによるものであります。

付属資料は、47ページ下段からの消防資機材整備事業（消防関係）は、火災、救助等の各種資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図るための事業で、主に空気呼吸器、消防用ホース、高圧空気容器、ドライスーツ、潜水器具セッ

ト等を整備したもので、決算額は、前年度比1,145万2,705円減の2,868万8,121円となりました。

減額の主な要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会向けのテロ対策用救助器具の整備がなかったことによるものであります。

付属資料は、48ページ下段からの消防資機材整備事業（救急関係）は、救急資器材を計画的に増強及び更新し、救急業務の充実強化を図るための事業で、主に高規格救急自動車の積載資器材を整備したもので、決算額は、前年度比609万8,950円増の2,430万5,380円となりました。

増額の主な要因は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で配備する救急自動車に自動式心マッサージ器を整備したことによるものであります。

付属資料は、50ページからをお開きください。

4款1項1目元金及び2目利子。

元金償還事業及び利子償還事業は、駿東伊豆消防組合の車両等の公債費の元金及び利子を償還するための事業であり、また、田方消防元金償還事業及び田方消防利子償還事業は、旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金及び利子を償還するための事業となります。

それぞれの決算額は、元金償還事業が6,163万2,000円、田方消防元金償還事業が1億5,576万5,447円、利子償還事業が52万5,918円、田方消防利子償還事業が500万9,497円となりました。

なお、付属資料の51ページから54ページまでの表は、地方債現在高の状況について記載しており、54ページ中段の表のとおり、令和3年度末現在高は、本組合分が合計9億9,297万2,000円、旧田方地区消防組合分が合計7億1,180万1,000円となっております。

5款予備費につきましては、170万2,000円の予備費充用を行った結果、329万8,000円を不用額として決算いたしました。

決算書の17ページ、18ページをお開きください。

歳出の合計は、60億9,822万1,762円となり、不用額は、6,765万8,238円となりました。

次に、決算書の19ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額61億6,388万2,000円、2 歳出総額60億9,822万2,000円、3 歳入歳出差引額6,566万円、4 翌年度への繰り越すべき財源は、ゼロ、5 実質収支

額は、6,566万円、6 実質収支額のうち地方自治法第 233条の 2 の規定による基金繰入額は、ゼロとなります。

次に、決算書の20ページからをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1 の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっており、他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けております。

2 の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

決算書の22ページ、3 の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高1億224万353円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金4,497万1,135円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は1億4,721万1,488円となっております。

次に、伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高2,269万5,759円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金930万1,730円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は3,199万7,489円となっております。

次に、田方消防基金でございますが、前年度末現在高4,529万332円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金3,214万3,574円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は7,743万3,906円となっております。

次に、東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高2,575万1,368円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金583万9,081円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は、3,159万449円となっております。

以上で、認第 2 号 令和 3 年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明を終わります。

続きまして、議案書の 7 ページ、及び議案資料の 2 ページから 4 ページの新旧対照表を併せてお開きください。

議第 6 号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、人事院規則の一部改正に関する規則の施行に伴い、本組合の条例を一部改正するもので、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業に関する取得要件を緩和するとともに、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、第 2 条第 3 号ア (7) を、非常勤職員の子が出生後

8週間以内に取得する育児休業について、子の年齢が1歳6か月まで職員の任期が満了しないこととする要件を8週間と6月までに短縮し、非常勤職員の取得要件を緩和するため、新旧対照表のとおり改め、次に、第2条の3において、非常勤職員の子が1歳から1歳6か月の期間の育児休業取得要件について、取得開始日を1歳時点に限定せず、1歳6か月までの期間で職員又は配偶者が交代で取得可能となるよう新旧対照表のとおり改め、次に、第2条の4において、非常勤職員の子が1歳6か月から2歳の期間の育児休業取得要件について、取得開始日を1歳6か月時点に限定せず、2歳までの期間で職員又は配偶者が交代で取得可能となるよう新旧対照表のとおり改め、次に、第3条第5号を、再度の育児休業取得要件を整備するため削除し、次に、第3条第7号において、非常勤職員の任期更新時の規定を、「任期を定めて採用された職員」に変更し、更新時の規定を整備するため、新旧対照表のとおり改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を、令和4年10月1日とし、経過措置として「この条例の施行日前に規則で定める計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条第5号及び第10条第6号の規定の適用については、なお従前の例による。」とするものであります。

以上で、議第6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を終わります。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,056万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,055万1,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、12ページ、13ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、14ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について、御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1の共通経費分繰越金に2,520万円、2の沼津市繰越金に1,491万2,000円、3の伊東市繰越金に524万9,000円、4の田方

繰越金に1,200万9,000円、5の東伊豆町繰越金に223万4,000円、6の清水町繰越金に96万2,000円の合計6,056万6,000円を追加し、繰越金の総額を6,566万円といたします。

これは、前年度予算の剰余金のうち、共通経費及び個別経費である伊東市、田方及び東伊豆町分を基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

次に、歳出について、御説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。

2款1項1目組管理費、22節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、下からとなりますが、10の沼津市負担金返還事業に1,491万2,000円、13の清水町負担金返還事業に96万2,000円を追加し、24節積立金、4の共同消防基金積立事業に1,564万6,000円、6の伊東市消防基金積立事業に524万9,000円、7の田方消防基金積立事業に1,200万9,000円、8の東伊豆町消防基金積立事業に223万4,000円の合計5,101万2,000円を追加し、組管理費の総額を8,280万2,000円とするものであります。

次に、3款1項2目消防運営費、10節需用費、1の消防本部・消防署所運営管理事業、燃料費に955万4,000円を追加し、消防運営費の総額を1億8,340万5,000円とするものであります。

以上で、議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、認第2号から議第7号までの提案理由の補足説明を申し上げました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

ここで、令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

天野佐代里監査委員。

○監査委員（天野佐代里）

決算審査の結果報告をさせていただきます。

令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算審査の意見書については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された歳入歳出決算について、決算書並びに関係帳簿及び証票書類の審査を、令和4年7月7日に、駿東伊豆消防本部にて、月ヶ洞代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

令和3年度歳入歳出決算において、歳入総額は、61億6,388万1,513円、歳出総額は、60億9,822万1,762円、歳入歳出差引額は、6,565万9,751円でございます。

また、令和3年度の主な事業としては、車両整備事業において、消防ポンプ自動車2台を、沼津南消防署戸田出張所及び田方北消防署に、高規格救急自動車2台を、沼津南消防署及び伊東消防署に、資機材搬送車を沼津南消防署に、合計5台の消防車両が更新されました。

これにより、住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたものと認識しております。

組合会計は、構成市町からの負担金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、今後、なお一層の健全で良好な運営に努めていただくよう、お願いしました。

また、令和3年度は、熱海市で起きた土石流災害の復旧、新型コロナウイルスによる感染者の救急搬送等、突発的な事態の中で適正な人員確保、人員配置により、業務を滞りなく実施できたことは、職員の皆さんの日々の訓練と努力の成果であると申し添えます。

結びに、新型コロナウイルス感染症が未だ終息の兆しが見えない中、職員の健康管理、感染対策には十分留意していただくとともに、発足から6年間の執行実績を踏まえ、地域住民の安全安心を確保するため、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（植松恭一）

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第5号、認第2号、議第6号、7号、以上4件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第5号は、地方自治法施行令第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第2号、議第6号、7号、以上3件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は認定されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

次に、議第7号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

次に、日程第8 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

12番 杉村清議員。

○12番議員（杉村 清）

通告書に基づき、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目は、消防広域化の財政面でのスケールメリット及びSDGs「持続可能な開発目標」の運用についてです。

平成18年6月に消防組織法の一部を改正する法律が施行され、市町村の消防広域化が法律に初めて位置付けられました。その後、国からの消防広域化推進により平成28年4月に駿東伊豆消防組合が発足しました。広域化の効果の一つとしてスケールメリットを生かした効果的な財政運用もあったと記憶しております。各市町の消防分担金については過去数年の実績を見た限りでは年々増加の一途にあると思われませんが、どのような対応になっているのか伺います。

- (1) 広域化前では、経費が掛かる消防ポンプ車及び救急車など数千万円掛かるため年間予算では1台購入できるかどうかの消防本部もありましたが、広域化により複数台の消防車両の購入が可能となったと思われれます。入札時においては、単品での購入より複数での購入は、価格的に安価になると考えますが、価格的なメリットがあったのか伺います。
- (2) 広域化により被服、装備品等への財政縮減策を講じているのか伺います。
- (3) 社会的には、SDGs「持続可能な開発目標」として公的機関や事業所等、様々な活動がなされておりますが、駿東伊豆消防組合における運用について伺います。

次に、2点目、自家用給油取扱所の取り扱いについてです。

一部の消防署に設置されている自家用給油取扱所については、災害時においても安定的に運用できることを目的として設置したと思われれます。各署管轄の広域エリアをカバーするために設置されていると思われれますが、津波や豪雨災害時において浸水危険区域にある自家用給油取扱所が浸水した場合の対処や取り扱いについてお

伺います。

- (1) 現在、管内には自家用給油取扱所が何箇所設置されているのか。また、取り扱う油の種類や量について伺います。
- (2) 浸水危険区域にある自家用給油取扱所は何箇所あるのか。また、浸水時にはタンクの浮力から設備の損壊等が危惧されるが、タンクの強度など、浸水時における設備の安全対策はどうなっているのか伺います。
- (3) 災害時において、市役所等の公的機関の車両等も給油可能なのか伺います。
- (4) 給油時の取扱いマニュアルや安全点検、所管事務処理についてどこが管理しているのか伺います。

次に、3点目、消防用ドローンの運用状況についてです。

様々な機関において災害活動用や観光撮影用、農薬散布など、様々な場面において無人航空機通称ドローンが活用されております。駿東伊豆消防組合においても消防用ドローンが配備されていると聞いていますが、どのように運用されるのかお伺いします。

- (1) ドローンの運用については様々な災害現場で被害状況の把握を早期に把握できることと、隊員が進めないような過酷な現場での確認調査が可能であるメリットがあると思われませんが、運用についてのマニュアル等があるのか伺います。
- (2) ドローン運用については国土交通省認定の資格が必要と思われませんが、現在何人の資格取得者がいるのか。また、資格取得に必要な費用についてはどのくらいか伺います。
- (3) 現在に至るまでに消防活動や災害活動に活用したドローンの事例等があるのか伺います。
- (4) 飛行運用訓練等はどのような頻度と内容で実施しているのか伺います。

○警防部長（矢ノ下健一郎）

消防広域化の財政面でのスケールメリット及びSDGs「持続可能な開発目標」の運用について、初めに、広域化により複数台の消防車両の購入が可能となったと思われるが、価格的なメリットがあったのかについてお答えします。

本組合発足後、消防ポンプ車につきましては、同じ仕様の車両を一括購入した実績は3件で、いずれも2台ずつ購入、救急車につきましては毎年2台から3台の車両を一括購入していますが、広域化前の旧消防本部で単品購入していた価格と比べ、高額になっているものが多く、価格のメリットが生じているとは認識しておりません。限られた予算の中、価格のメリットを求めること重要であると認識はしており

ますが、同時に、住民の負託に応えるため、より安全性が高く、機能が充実している車両を整備していくことも重要なことだと考えておりますので、今後も両方の視点から研究してまいります。

○総務課長（鈴木秀康）

次に、広域化により被服、装備品等への財政縮減策を講じているのかについてお答えします。

本組合発足後、より安全性及び機能性が高い被服、装備品等の統一整備に重点を置き、効率的に財政運用を図ってまいりましたので、財政縮減策といった取組は行ってきておりません。今後におきましても、限られた予算の中で、住民に安全・安心を提供するための最適な被服、装備品等の整備を図るとともに、引き続き、効率的な財政運用に心掛けてまいります。

○企画課長（玉川 稔）

次に、本組合におけるSDGsの運用についてお答えします。

本組合では、SDGsと関連付けて、業務の運用はしておりませんが、駿東伊豆消防組合総合計画において、職員一人一人が任務に誇りと使命感を持ち、あらゆる災害に迅速・的確に対応できる消防体制を確立し、かつ、より質の高い消防サービスを提供できる組織を構築し、管内住民の安全・安心の確保の実現を目指すことを基本理念としております。この基本理念は、SDGsの世界共通目標である「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現と方向性は同じものであると認識しております。以上でございます。

○総務課長（鈴木秀康）

自家用給油取扱所の取扱いについて、初めに、管内の自家用給油取扱所の設置箇所、取り扱う油の種類及び量についてお答えします。

自家用給油取扱所を設置している庁舎につきましては、6か所で、取り扱う油の種類、量につきましては、沼津南消防署、沼津北消防署原分署、田方中消防署、田方北消防署及び田方南消防署の5か所は、ガソリン 5,000リットル、軽油 5,000リットルで、沼津北消防署は、ガソリン 5,000リットル、軽油11,600リットルでございます。

次に、浸水危険区域にある自家用給油取扱所の設置箇所、浸水時の安全対策についてお答えします。

浸水危険のある自家用給油取扱所につきましては、沼津北消防署を除く5か所でございます。浸水時の安全対策につきましては、設置許可申請時に、消防法に基づ

き浸水によるタンクの破損・浮上が起きないように対策を講ずるとともに、定期点検により通常時の安全性を確認しております。

次に、災害時における、市役所等の公的機関の給油についてお答えします。

消防法上、自家用給油取扱所で給油できるのは、給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が、所有し、管理し又は占有する自動車等に限られているため、市役所等の公的機関の車両には給油することはできないとされています。

次に、給油時の取扱いマニュアル、安全点検及び所管事務処理の管理についてお答えします。

自家用給油取扱所の管理につきましては、消防法に基づき、取扱いの指導や油の漏えいの有無などを確認する法定点検を、自家用給油取扱所ごとに定めた保安監督者が実施しております。

また、目視にて確認できない地下貯蔵タンクや、地下埋設配管の漏れの点検を業者に依頼するなどの総括管理は、総務課において行っております。以上でございます。

○警防部長（矢ノ下健一郎）

消防用ドローンの運用状況について、初めに、運用についてのマニュアル等があるのかについてお答えします。

本消防本部では、無人航空機を安全かつ効果的に運用するため駿東伊豆消防本部無人航空機運用要領を策定し、当該要領に基づき、機体の点検・整備、操縦士の基本的な操縦技術の習得及び遵守事項、事故発生時の対応等を定める駿東伊豆消防本部無人航空機飛行マニュアルを整備いたしました。

次に、現在、何人の資格取得者がいるのか、また、資格取得に必要な費用についてどのくらいかについてお答えします。

資格取得者につきましては、令和4年4月1日現在、33人となります。続きまして、資格取得に必要な費用についてですが、無人航空機導入当初、本消防本部は無人航空機運用に関するノウハウが乏しかったことから、平成30年度に2人、令和元年度に1人、計3人を民間スクールに入校させ、操縦士として養成いたしました。費用は、1人当たり183,600円、合計で550,800円であります。その後は、駿東伊豆消防本部無人航空機操縦士研修マニュアルを策定し、そのマニュアルに従い、消防本部内で操縦士を養成しています。

次に、現在に至るまでに消防活動や災害活動に活用したドローンの事例等があるのかについてお答えします。

無人航空機運用開始の令和2年1月から本日まで26件の災害に活用いたしました。内訳としまして、建物火災が6件、救助活動が6件、自然災害が1件、火災原因調査が13件であります。

次に、飛行運用訓練等はどうのような頻度と内容で実施しているのかについてお答えします。

飛行運用訓練につきましては、無人航空機を配備している各隊において、毎日の機能点検に合わせて、短時間ではありますが、離着陸、ホバリングなどの基本的な操縦訓練を実施しています。

また、操縦士ごと不定期ではありますが、無人航空機に係る法令等の確認及び基本的な操縦訓練のほか、対面飛行や8の字飛行などの複合的な操縦訓練を実施しています。以上でございます。

○議長（植松恭一）

以上で、杉村清議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（植松恭一）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時7分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月18日

議 長 植 松 恭 一

議 員 須 佐 衛

議 員 杉 村 清